

選り妨がら組合長ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ、補選選舉ヨリ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス、理事及監事ハ任期満了後トモモ後任者ノ就職スルマテ其職務ヲ行フモノトス

第十九条 辞任其他ノ事由ニヨリ理事又ハ監事ニ欠員ラ生ジタルトキハ通常總會ノ時期ヲ猶予スルコト能ハル場合限リ臨時總會ヲ招集シテ補選選舉ヲ為スモノトス、

總會及理事又ハ監事ノ解任ヲ決議シタルトキハ同時ニ其ノ補選選舉ヲ行フモノトス

第廿条 總會ハ通常總會及臨時總會ニ種トス

通常總會ハ毎年一月之ヲ開キ臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開キ

- 一、理事が欠員ト認メタルトキ
- 二、監事が財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニツキ不正ノ席アリタルトモ若見シタル場合ニ於テ之ヲ總會ニ報告スルコトヲ必要ト認メタルトキ

三、組合員ノ五分ノ以上ヨリ合議ノ目的及其召集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ召集ヲ請求シタルトキ

第廿一条 總會ノ召集ハサナリトモ五日以前ニ組合員ニ通知スルコトヲ要ス、前項ノ通知書ハ召集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第廿二条 總會ハ總會組合員三分ノ一以上出席スルニ非ラザレバ會合スルコトヲ得ズ、若シ三分ノ一ニ滿タザルトモキハ更に十日以内ニ召集シ出席シタル組合員ヲ以テ開會ス

前項ノ場合ニ於ケル決議ハ出席シタル組合員ノ過半數ヲ以テ之ヲナス、理事及監事ノ選任又ハ解任ノ定款ノ変更、除名ノ散及合併ノ決議ハ總會組合員三分ノ一以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第廿三条 總會ノ議長ハ本會ノ項カニ記テ附クノ外組合長ノラガル組合長事故アルトモハ理事ノ互選ニ依ル